



平成27年5月8日

各位

会社名 日鉄住金物産株式会社
代表者名 代表取締役社長 樋渡 健治
(コード番号9810 東証 第1部)
問合せ先 総務・広報部長 落合 伸昭
(TEL 03-5412-5003)

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第38回定時株主総会（平成27年6月23日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

定款の一部変更の提案の理由及び変更内容

1. 提案の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるように、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役と責任限定契約の締結を可能とするため、定款第27条（取締役の責任免除）に第2項を新設し、第38条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、第27条第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条(取締役の責任免除)</p> <p>当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、取締役の責任を免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第27条(取締役の責任免除)</p> <p>(同左)</p> <p><u>当社は、法令の定めるところに従い、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>法令の定める限度まで当該取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第38条(監査役の責任免除)</p> <p>当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、監査役の責任を免除することができる。</p> <p>当社は、法令の定めるところに従い、<u>社外監査役</u>との間で、法令の定める限度まで当該<u>社外監査役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第38条(監査役の責任免除)</p> <p>(同左)</p> <p>当社は、法令の定めるところに従い、監査役との間で、法令の定める限度まで当該監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年6月23日(火)

定款変更の効力発生日 平成27年6月23日(火)

以 上